

○甲斐市簡易水道水源保護条例
平成16年9月1日
条例第159号

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本市の簡易水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する貯水施設及び取水施設に係る周辺の地域で、簡易水道の原水の取り入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 水源周辺及びその上部地域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う事業場のうち簡易水道に係る水質を汚濁、汚染し、また、そのおそれがある事業場で、第6条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に係る施策を実施し、水質の保護に努めなければならない。

(住民等の責務)

第4条 何人も、市が実施する水源の保護に係わる施策に協力しなければならない。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第5条 何人も、水源保護地域内に規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)

第6条 水源保護地域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめその事業計画について市と協議しなければならない。

2 水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、事業者が前項の規定による協議をしないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をするよう勧告するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合、甲斐市簡易水道水源保護対策協議会の意見を聴き、当該事業場を規制対象事業所と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(一時停止命令)

第7条 管理者は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(対策協議会の設置)

第8条 水源の保護を図り、簡易水道事業を円滑に推進するため、甲斐市簡易水道水源保護対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、本市の簡易水道に係る水源の保護に関する重要な事項について調査し、審議する。

第9条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第12条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第10条から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反したもの
- (2) 第7条の規定による命令に違反したもの

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の敷島町簡易水道水源保護条例(平成9年敷島町条例第30号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(令和元年6月28日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和元年9月20日条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- 1 産業廃棄物処理事業
- 2 水質汚濁のおそれのある事業